

第18回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和6年11月25日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所丹生川支所 2階防災集会室

会議に附した議案題目

- 日程第 1 議事録署名者の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 19号 農地所有適格法人の報告等について
- 日程第 4 議第136号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について
- 日程第 5 議第137号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 6 議第138号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 7 議第139号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について
- 日程第 8 議第140号 農用地利用集積計画の決定について

○本日の会議に出席した委員（議席順）

上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大面正紀、東野満浩、丸山浩一、田中君代、垣内常宏、辻直司、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日の会議に欠席した委員

黒木義弘、森田高見

○本日の会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子、森林政策課長：村田重春、農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、

農地相談員：木戸脇良昭、飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第18回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会 長	皆様こんにちは。 今年は夏が長く、秋を感じることなく急に寒くなって、体調を崩される方が多いので、皆さんも気を付けてください。 10月31日に飛騨の美味しいお米コンクールがありましたが、12月6・7日には米・食味分析鑑定コンクール国際大会があります。今までは「コシヒカリ」の出品が多くを占めていましたが、「ゆうだい21」の出品が増えています。国際大会の後には、報告会も予定されていますので、また結果をお伝えしたいと思います。 今日は、総会後に荘川地区で計画されている産業廃棄物最終処分場について、担当課から現状説明を受けますので、意識共有をお願いします。 本日も慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
職務代理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議 長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 5番 清水直喜 委員と7番 白畑功詞 委員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第19号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森農地主事 今回は6法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件があり、
①法人形態要件
②事業要件
③議決権要件
④役員要件
については、報告資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上6件について報告いたします。

議 長 続きまして、日程第4 議第136号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、3件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各
号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満た
しております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても
申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。

	(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。
職務代理	田7筆、畑1筆 計 10,500 m ² の案件について、面積も大きく、優良農地も含まれているが、受人が耕作するのですか。 土地改良区の意見も聞くべきではないですか。
中島書記	耕作しなければ許可できないことは伝えてあります。 過去に取得した農地の不耕作についても指導し、是正することを確認しています。
東野委員	本当に本人が耕作するのですか。
議 長	農機具は所有しているのですか。
中島書記	農機具は、一緒に従事する兄弟が所有しています。
小井戸委員	過去に取得した農地の一部が管理されていないが、書類上、問題なければ、許可するしかないのですか。
議 長	取得しても、管理されないようでは困ります。
林事務局長	皆さんが心配されていることは、事務局でもしています。許可となれば、以降も確認していくつもりですし、本人の確約もとっています。
議 長	書類も整っており、拒否はできないと思いますが、皆さんのご意見を聞かせてください。
上堀委員	所有者が市外に出てしまい、全く放置されてしまうことを思えば、認めるしかないのではないですか。

川上委員	地域にも、農地を手放したい所有者がおり、それに対して購入したい人がいますが、県外在住で本当に継続して耕作してもらえるのか不安に思っている案件があります。
議長	耕作してもらえるのであれば、許可するしかないと思いますが。
議長	この 10,500 m²の案件については、事務局が確認していくことを条件に認め、その他の2件については異議なしとし、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。 続きまして、日程第5 議第137号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記	今回は、1件の上程です。 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。 (各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)
議長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付するこ

とに決定します。

続きまして、日程第6 議第138号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、14件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第139号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、4件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、公的機関による家屋登記簿や課税証明等により確認します。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、

	認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第 8 議第 1 4 0 号農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
尾 形 書 記	本日は 5 件の上程です。 (案件について、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定いたします。 以上で本日予定していました議事を終了いたします。
職 務 代 理	これをもちまして、第 1 8 回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。 午後 2 時 3 0 分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

清水 直喜 委員

白畑 功詞 委員
